

令和 5 年度諮問第 1 号

令和 5 年度答申第 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

川越市長（以下「処分庁」という。）が令和 5 年 2 月 2 日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して行った事業所入所保留の処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が同年 2 月 2 1 日付けで提起した審査請求のうち、事業所入所保留処分を取り消すとの裁決を求める部分は棄却し、令和 5 年 4 月入所内定者の最低点数の開示を求める部分は却下することが妥当である。

第 2 事案の概要

1 本件は、審査請求人が、令和 5 年 2 月 2 日付けで処分庁が行った審査請求人が利用を希望する保育所への入所を保留することを決定した処分について、誤った事実関係に基づく利用調整による決定であり違法であるとして本件処分の取消しを求めるとともに、令和 5 年 4 月の保育所入所選考における A 保育園の入所内定者の最低点数の開示を求めて審査請求を申し立てたものである。

2 処分の経過

(1) 令和 4 年 1 0 月 4 日、審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人の子である〇〇〇〇（以下「本件児童」という。）について、令和 5 年 4 月からの保育所への入所のため、第 1 希望を A 保育園、第 2 希望を B 保育園とする教育・保育給付

認定申請書兼保育利用申請書(以下「利用申請書」という。)
を提出した。この際に、審査請求人は、審査請求人の就労時
間を月〇〇〇時間とする、〇〇〇〇が作成した就労証明書
(以下「当初就労証明書」という。)を利用申請書に添付し
た。

(2) 審査請求人が利用を希望する各保育所について、入所の申
込みのあった児童数が受入可能な定員を超えていたため、処
分庁は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」
という。)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定
により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき、本件児
童を含め、入所を申請した児童全員について利用調整を行っ
た。

(3) 令和5年2月2日、利用調整の結果、処分庁は、審査請求
人に対し、本件処分を行い、川越市子どものための教育・保
育給付及び保育の利用並びに子育てのための施設等利用給付
に関する規則(平成27年規則第46号)第7条の規定によ
り事業所入所保留通知書を送付した。

(4) 令和5年2月8日、審査請求人の妻(以下「母親」という。)
が保育課窓口を訪れ、利用申請書に記した入所希望保育所を
変更するため、第1希望をA保育園、第2希望をC保育園、
第3希望をD保育園、第4希望をE保育園とする希望保育
園等変更願いを提出した。

(5) 令和5年2月14日、母親が保育課窓口を訪れ、審査請求
人の就労時間を月〇〇〇時間とする、〇〇〇〇が作成した就
労証明書(以下「訂正就労証明書」という。)を提出した。

(6) 処分庁は、本件児童を含め、令和5年4月からの入所の第2次募集に申請した児童全員について利用調整を行った。その結果、本件児童について、第2希望であるC保育園に入所させる利用調整を決定した。

(7) 令和5年3月17日、処分庁は、審査請求人に対し、本件児童のC保育園への入所を承諾する旨の事業所入所承諾書を送付した。

3 審査請求手続の経過

(1) 審査請求人は、令和5年2月21日、本件処分の取消しの裁決及び令和5年4月の保育所入所選考におけるA保育園の入所内定者の最低点数の開示を求めて審査請求書及び甲第1号証から甲第4号証までを提出した。

(2) 処分庁は、令和5年4月17日、審理員に対し、弁明書及び乙第1号証から乙第19号証までを提出した。

(3) 審理員は、令和5年7月12日付け、審査庁に審理員意見書を提出した。

(4) 審査庁は、令和5年8月1日付け、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件児童が保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず、保育の利用を保留とされると、保育を受ける権利を侵害されることとなり、保育の利用を可とされた児童との間に著しい不平等が生じる。

(2) 入所基準指数の算定の一部は、当初就労証明書に基づいて行われているところ、本件処分の決定後に、当初就労証

明書の「実働時間（月間）」及び「就労実績」欄の記載に誤りがあったことが判明した。本件処分は、当該誤った事実関係に基づく利用調整によるものであることから、違法であり、取り消されるべきである。

- (3) 訂正就労証明書に基づき、審査請求人の入所基準指数を再度算定し、入所希望事業所の定員内に入るか否かの再判断を行うことを求める。
- (4) 令和5年2月8日、処分庁の担当者は、母親に対し、入所希望事業所に係る入所基準指数に2点満たなかった旨の説明をしており、訂正就労証明書における実働時間により入所基準指数を算定した場合には、入所希望事業所の定員内に入ることは明らかである。
- (5) 他の入所希望者と入所基準指数と希望順が並んだ場合であっても、母親には障害があることから、入所基準指数が同点数の入所希望者の中で優先順位は5番目であり、また、第一希望保育園には本件児童の兄が在園している。そのため、優先順位が最も高くなることから、入所希望事業所の定員内に入ることは明らかである。
- (6) 審査請求人の勤務先・雇用形態等から、当初就労証明書に記載された実働時間及び就労実績に誤りがあることは明らかである。実働時間及び就労実績が1時間多かった場合には入所基準指数が2点増加し、入所希望事業所の定員内に入ることは明らかであるにもかかわらず当該誤りについて審査請求人及び当初就労証明書の記入者に確認することなく行われた本件処分には大きな瑕疵がある。よって、本

件処分は違法である。

- (7) 本件処分に係る利用調整の結果開示、具体的には、令和5年4月のA保育園の入所内定者の最低点数（入所基準指数）の開示を求める。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件処分は、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」（平成27年2月3日付け府政共生第98号、雇児発0203第3号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「局長通知」という。）（乙第9号証）等に則り、適法かつ正当に行ったものである。
- (2) 法等の定めによれば、市町村が、保育所等の定員を上回る必要がある場合に利用調整を行い、その結果として保育の必要性がありながら保育所等への入所が認められない児童が生じる事態を想定しているものと解される。

また、処分庁は、法令の規定及び局長通知の内容を踏まえ、より具体的及び客観的な判断基準としていわゆる指数表を定め、これを公表し、当該指数表に基づき、より切迫した状況にある家庭の児童を優先的に保育所等へ入所させることとしている利用調整を行っている。このことは、公平かつ公正に保育行政を執行する上で合理的なものであり、法の趣旨を逸脱しているものではない。

したがって、処分庁が利用調整を行った結果として審査請求人が希望していた施設に入所することができなかったとし

ても、本件児童について保育を利用する権利が侵害され、保育の利用を可とされた児童との間に著しい不公平が生じるとまではいえない。

- (3) 保育の実施は、保育の利用を希望する保護者からの申請を前提として行うところ(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条第1項)、利用調整の審査にあつては、保育所の入所を希望する者が利用調整の時点までに提出した利用申請書の記載及びこれに添付された保育の必要性を証する書面をもとに当該審査を行うこととなる。また、毎年4月1日から保育所等の入所を希望するものに関する利用調整の審査にあつては、一定の期間を設け、川越市内にある全ての保育所等に係る利用申請書を受け付けた上で、一括して利用調整の審査を実施することとなる。

仮に当該審査において、全ての記載事項及び添付された書面について、その内容に一切の誤りがなく、正確に記載されていることを処分庁において逐一確認しなければならないのであれば、問合せ等の作業に多大な時間を要することとなるほか、事業者からその正確性を確認することができない事情が継続されれば、当該審査が滞ることとなり、合理的な審査を実施することができない。ひいては、保育の実施を必要とする者に対する迅速な保育の実施を行い得なくなる。

このことから、処分庁が行う利用調整に係る審査において、当該利用調整の時点までに提出された利用申請書の記載事項及びこれに添付された書面をもとに審査を行うことについて

は合理的であり、何ら違法及び不当な点はない。

- (4) 仮に利用調整後に提出された就労証明書等をもって遡って利用調整をやり直すこととなれば、他の保育所等の利用を希望する者の利用の可否判断も含めて全てやり直す必要があるため、一度保育所等に入所した多数の利用者らに多大な不利益を被らせ、公共の福祉を害する結果となる。
- (5) 利用申請書によれば、母親に係る保育が必要である事由は「就労」であり、これを証するものとして就労証明書が添付されているのであり、当該事由を「障害」であるとし、及びこれを証するものとして障害者手帳等が添付されているものではない。

よって、本件処分における利用調整に当たっては、令和5年度川越市保育所入所基準指数表（以下「指数表」という。）に記載する「入所指数と希望順が並んだ場合の優先順位」の表の9「就労」に該当するものとしている審査をしている。

- (6) 当初就労証明書の内容には一見して明白な誤りはなく、また、勤務先・勤務形態等の如何にかかわらず、就労証明書の内容の当否については、第一義的には利用申込書に係る申請者及び当該勤務先の責任において確認し、記載すべき性質のものである。就労証明書の内容は処分庁においてその当否を判断すべき事柄ではないから、利用調整の時点までに提出されていた当初就労証明書の内容を前提に審査し、利用調整をした本件処分には何ら違法及び不当な点はない。
- (7) 行政不服審査法に基づいて申し立てることができるのは、「行政庁の処分に関する不服」についての審査請求及び「不

作為についての審査請求」である（同法第2条及び第3条）が、本件審査請求において「入所内定者の最低点数の開示を求める」ことは、このいずれにも該当せず、審査請求の対象とはならないため却下されるべきである。

3 審査庁の判断

審理員意見書と同旨である。

第4 審理員意見書の要旨

<結論>

本件処分を取り消すとの裁決を求める部分は棄却することが相当であり、また、開示を求める部分は却下することが相当である。

<理由>

1 審査の前提として、本件処分を取り消すとの裁決を求める部分について、審査請求の利益が認められるか

行政不服審査制度は、国民の個別具体的な権利利益の制度であることから、行政処分の取消しを求めるにあたっては、当該行政処分の効力が現に存在していることが必要であるとされる。

この点について、法第24条第1項は保護者が選択した特定の保育所における保育を求める権利までを保障したものとまでは解されないことを理由として、一次利用調整の結果として保留処分となった場合でも、二次利用調整以降の結果、保育所利用決定に至るとき、これにより保留処分の取消しを求める法律

上の利益（審査請求の利益）がなくなると解する見解がある。この見解によるならば、本件審査請求のうち本件処分を取り消すとの裁決を求める部分については、二次利用調整により本件児童について第2希望の保育所等に入所することを認める利用調整が決定されているため、保留処分の取消しを求める審査請求の利益がないことになる。その結果、不適法となり、却下を免れないこととなる（行政不服審査法第45条第1項）。

しかしながら、行政不服審査法は「国民の権利利益の救済を図る」とともに「行政の適正な運営を確保すること」を目的とするものである（行政不服審査法第1条第1項）。たとえ入所保留処分に係る利用調整に関して取り消されるべき重大な瑕疵がある場合でも、その後の二次利用調整の結果いずれかの保育所等に入所決定されたことで、もって審査請求の利益が当然に失われると解することは、一次利用調整の手続きの瑕疵を争う機会が不当に奪われることとなり、行政不服審査法の制度趣旨に反するのではないかと考えられる。また、本件において審査請求人は本件処分後に希望保育園等変更願いを処分庁に提出して入所希望施設を変更しているものの、第一希望保育園等については本件処分が行われた一次利用調整の段階から入所決定処分が行われた二次利用調整の段階まで、一貫して同一の保育所を記載している。法第24条第1項が保護者が選択した特定の保育所における保育を受ける権利までを具体的に保障したものでないとしても（後述）、第一順位として希望した保育所について適切な利用調整の判断を求める限りで保護されるべき利益はなお存在すると考えられる。

よって、本件処分を取り消すとの裁決を求める部分について審査請求の利益が認められる。

2 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 保育所における保育

市町村は、法及び支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき児童について保育を必要とする場合においては、当該児童を保育所において保育をしなければならない（法第24条第1項）。

(2) 保育の必要量等の認定

ア 支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、市町村に対し、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及び該当する区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない（支援法第20条第1項）。

イ 上記の認定は児童の保護者の居住地の市町村が行い（支援法第20条第2項）、その市町村は、申請の対象である児童が支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、その児童に係る保育必要量の認定を行う（支援法第20条第3項）。

ウ 市町村は、上記イの認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者に通知しなければならない（支援法第20条第4項）。

(3) 利用の調整

ア 市町村は、保育所、認定こども園等（以下「保育所等」とい

う。)の利用調整を行うとともに、認定こども園の設置者等に対し、児童の利用の要請を行う(法附則第73条第1項による読み替え後の法第24条第3項)。

イ 市町村は、利用調整を行う場合には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう調整する(省令第24条)。

ウ 利用調整は、支給認定を行った上で、保育所等について、利用調整の前提となる保護者の希望を聴取し、行う。

具体的には、市町村は、支給認定の際に、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について(平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)」第2の7に規定する「優先利用」における記載を踏まえ、各市町村において利用者ごとに保育の必要度について指数(優先順位)付けを行った上で、施設・事業所ごとに、申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、申請者の指数が高い方から順に利用をあっせんすることとしている。

エ 処分庁においては、上記イ及びウを踏まえ、指数表を定めたものである。

3 本件処分は本件児童の保育を受ける権利を侵害し、保育の利用を可とされた児童との間に著しい不平等を生じさせるか

審査請求人は、本件処分により、本件児童について保育を受ける権利を侵害され、保育の利用を可とされた児童との間に著しい不平等を生じさせたとして、もって本件処分は違法であると主張する。

確かに、法第24条第1項は、市町村に対し、保育を必要とする児童について、保育所において保育しなければならない旨を規定しており、処分庁はかかる一般的な責務を負っている。審査請求人において、保育の必要性の認定を受けた本件児童について審査請求人が希望する保育所への入所を強く期待することも、一見すると無理からぬところである。

しかしながら、法第24条第3項及び省令第24条の規定は、保育所等の定員を上回る必要がある場合を想定した上で、利用調整に関する規定として特に設けられたものである。このような法等の定めによれば、市町村が、保育所等の定員を上回る必要がある場合に利用調整を行い、その結果として保育の必要性がありながら保育所等への入所が認められない児童が生じる事態を想定しているとみるほかない。そのため、保育を必要とする児童について希望する保育所等を利用する具体的権利が個々に保障されていると解することはできない。

よって、本件処分が処分庁において利用調整を行った結果として希望する保育所等に本件児童が入所することができなかつたとしても、それゆえに本件児童について保育を利用する権利が侵害され、保育の利用を可能とされた児童との間で著しい不公平が生じたと評価されて違法となることはない。

なお、本件処分に関する利用調整が適切に行われたかどうか

については、下記「4」において検討する。

4 本件処分は誤った事実関係（実働時間及び就労実績）に基づく利用調整によるものであることを理由に違法となるか

(1) 本件処分における違法性の有無に関する判断の枠組みについて

市町村が保育の必要性を適切に判断するためには、保護者及び児童に関する様々な要素を考慮する必要があるところ、保育の必要性の優劣を判断するに当たり、いかなる事項をどの程度考慮するかについて、法等の規定から一義的な判断基準を観念することはできない。このため、利用調整の決定はその実施主体である市町村の合理的な裁量に委ねられているものと解されている。これを受けて、処分庁においては、利用調整を実施するための基準として、指数表を定め、当該基準に従って利用調整の判断が行われている。

このような法等の仕組みを前提とすれば、指数表に著しく不合理な点がある場合、あるいは指数表に基づく判断において著しく不合理な点がある場合に限り、裁量権の逸脱濫用があるとして、その程度に応じて決定が違法になるものと解される。

(2) 利用調整に係る基準である指数表の合理性について

審査請求人は指数表自体の合理性について疑義を述べるものではなく、裁量権の逸脱濫用を疑うべき証拠の提出もないが、本件処分についての審理の前提となるため、指数表に関する合理性を念のため検討する。

指数表は保護者の就労形態等に応じた「基準指数」の基準、保護者等の状況等に応じた「調整指数」の基準、「入所指数と希望順が並んだ場合の優先順位」及び「就労世帯が同点、同希望順の場合の優先順位」を具体的に定めており、これにより、申請児童の保護者の就労状況等を照合し、児童の保育の必要性を点数化して、もって、客観的な判断に基づき、より切迫した状況にある家庭の児童を優先的に保育所等へ入所させることを可能としている。かかる利用調整の定めは、公平かつ公正に保育行政を執行する上で合理的なものであって、法の趣旨を何ら逸脱するものではなく、適法である。

(3) 本件処分における利用調整に係る基準の適用の合理性について

ア 審査請求人の主張は、勤務先である〇〇〇〇が作成し、自身が第1次募集の締切時点までに提出した当初就労証明書には実働時間及び就労実績の記載に誤りがあったとして、もって、本件処分は誤った事実に基づく利用調整によるものであることを理由に違法であるとするものである。

確かに、審査請求人より、〇〇〇〇が作成した訂正就労証明書が本件処分が行われた後の令和5年2月14日付けで処分庁に提出されており、訂正就労証明書には「就労時間（No.9）及び就労実績（No.11）に誤りがありましたので、正しい内容に訂正し、再発行したものです」というメモ書きが添えられている。また、当初就労

証明書に誤った事実（実働時間及び就労実績）を記載したことを述べる〇〇〇〇の発言を処分庁職員が直接確認している。そのため、当初就労証明書の記載は真実に合致しないものであったと認められる。

しかしながら、当初就労証明書に誤記があったことをもって本件利用調整に法的瑕疵があったという評価にはならず、本件処分の効力には影響しないというべきである。

処分庁は、本件児童については当初就労証明書に記載された就労時間を基に指数表に当てはめて審査請求人に係る基準指数を「〇〇点」として算出し、これを前提として本件処分を行ったものである。当初就労証明書は審査請求人が第1次募集の締切時点までに処分庁に提出したものであり、審査請求人が勤務する〇〇〇〇によって令和4年9月15日付けで真正に作成されたものであって、「〇〇〇〇」の発番とともに事業所印が押印され、就労時間については「実働時間（月間）〇〇〇時間」と明確に記載されている。そして、当初就労証明書について第1次募集の締切時点まで訂正等が行われることはなく、当初就労証明書に不備は存在しなかった。

このように、当初就労証明書は〇〇〇〇がその責任のもとで作成し、審査請求人の確認を経て提出されたものであって、処分庁は当初就労証明書の記載に基づいて適切に指数を算出して本件利用調整を行ったといえる。したがって、本件処分は利用調整に係る基準を合理的に

適用して行われたものと言わざるを得ない。

イ　ところで、審査請求人の主張を善解すると、当初就労証明書に誤記があった場合、事実認定に瑕疵があるとして直ちに本件利用調整が違法となり、これに伴って、本件利用調整の結果として第一希望保育園等に入所している他の児童に係る処分も連鎖的に違法となって取り消されることを前提とするようである。

しかしながら、本件処分は、あくまで第1次募集の締切時点までに審査請求人から提出された当初就労証明書の記載を基に利用調整を行ったものであり、事実の基礎を欠くものではない。その上、本件処分の適法性を審理する前提として留意されなければならない事項として、保育利用については保護者による申請主義が採られていること（支援法第20条第1項）、また、処分庁における利用調整の時点までに保護者から提出された利用申請書の記載及びこれに添付された保育の必要性を証する書面をもとにして審査（点数化）が行われ、これにより初めて利用調整が可能となるという手続きの特殊性が挙げられる。

そもそも申請主義が採られる場合、許認可等の判断に必要な情報は、原則として申請者自身が提出すべきものとされ、申請者は許認可等の判断に必要な情報を申請書に記載し、書類を添付することによって必要な情報を自ら行政庁に提出しなければならない。また、保育利用に関しては、大量の利用申込みを短期間に点数化して利用

調整の判断を終える必要があるところ、提出された就労証明書の記載内容及び勤務実態等についての聴き取りや勤務先の事業所（以下「勤務先」という。）への確認を処分庁で逐一行うことはおよそ不可能であり、事柄の性質上、処分庁においては一定の期限までに提出された資料が真実であることを前提に利用調整を行わざるを得ない。

このような前提事情があることを踏まえ、処分庁は申請書類に記載される情報の真実性を担保する仕組みを採っている。まず、申請期限の時点で処分庁に提出する書類に不備がないように保護者にあらかじめ注意喚起をしている。例えば、「令和5年度保育園等入園の手引き」2頁の「1 申し込みに際しての注意」欄に「○必要書類等を確認し不備のないようにお申し込みください。」「○利用調整は原則、申し込み締め切り日時点における申請書類及び世帯の状況をもとに行います。」と記載して、申請期限の時点の情報で判断されること、そのため処分庁に提出する書類に不備がないようにすべきことを保護者に注意喚起している。同4頁の「4 申し込み手続きについて」の「《郵送時の注意点》」欄において「・入園の手引きをよくご覧いただき、書類の記入漏れや同封漏れがないことを確認のうえ、送付してください。締め切り日時点における提出書類をもとに利用調整を行います。」と記載して、重ねて保護者に対する注意喚起を行っている。

特に就労証明書については、基本的に処分庁では伺い知れない各保護者の就労実態等に関する情報が記載されていることから、その記載の真実性がより慎重に担保される仕組みが採られている。具体的には、処分庁は、勤務先以外の者が就労証明書を無断で作成する行為や無断で変更する行為は犯罪行為として処罰の対象となる可能性がある旨を就労証明書に記載する等して、作成権限が勤務先に原則として限定されることを明示している。その上で、勤務先が就労証明書を作成するにあたって「下記の内容について、事実であることを証明いたします。」という記載を前提に各種情報を記載して事業所印又は代表者印を押印することを要求し、もって、勤務先の事務所が事実であることを証明する責務を負うこととしている。このようにして、第三者でありかつ保護者の勤務実態等を適切に把握し得る者である勤務先が作成するとすることで、就労証明書の真実性が担保される仕組みが採られている。これらの仕組みは、保護者の申請及びこれに続く利用調整を公平かつ公正に滞りなく進める上で合理的であると言わざるを得ない。

かかる仕組みを前提とする限り、第1次募集の締切時点までに審査請求人から提出された当初就労証明書に基づいて行われた本件処分には、合理性がある。

(4) 小括

よって、本件処分は、合理的な内容の指数表に基づく合理的な判断によるものであり、他に本件処分に違法及び不

当な点は認められないから、本件処分を取り消すとの裁決を求める部分は棄却されるべきである。

なお、審査請求人は本件処分が違法であり取り消されるべきことを前提に、訂正就労証明書に記載の実労働時間に基づく入所基準指数の再算定が行われるべきである等と述べて、本件児童について第一希望保育園等への事業所承諾処分が行われるべきと主張する。しかし、本件処分が適法であり取り消されないものである以上、その余の点について判断するまでもない。

5 令和5年4月におけるA保育園の入所内定者の最低点数（入所基準指数）の開示の求めについて

本件審査請求書の「審査請求の趣旨」欄の2段落目に「令和5年4月の保育施設入所選考におけるA保育園の入所内定者の最低点数の開示を求める」と記載されており、審査請求人は、令和5年4月におけるA保育園の入所内定者の最低点数（入所基準指数）の開示を求めている。これは処分庁が所持する特定の公文書の公開を求める趣旨であると思料される。

行政不服審査法における審査請求制度は、審査請求に係る処分が法令の規定に従った適法かつ妥当なものであるか否かを審理し、又は判断するものである。そのため、行政不服審査法に基づいて審査請求ができる場合とは、行政庁の「処分その他公権力の行使に当たる行為」(行政不服審査法第1条第1項)に不服がある場合(同法第2条)、又は、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をしたものの当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず行政庁の不作為があ

る場合（同法第3条）に限られている。審査請求が上記のいずれにも該当しない場合、審査請求制度における審理又は判断の権限外の事項であり、本件審査請求における審理又は判断の対象とはならないから、不適法として却下せざるを得ない。

本件においては、審査請求人が本件審査請求に先立って、処分庁に対して当該最低点数の開示に係る処分が行われた事実は認められず、処分に対する審査請求（同法第2条）には当たらない。また、審査請求人から処分庁に対して川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づく公開請求が行われた事実も認められず、不作為についての審査請求（同法第3条）にも当たらない。

よって、本件審査請求のうち「令和5年4月の保育施設入所選考におけるA保育園の入所内定者の最低点数の開示を求める」部分については、不適法として却下されるべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会では、本件審査請求について以下のとおり審議した。

7月11日	審査庁から諮問書を受理
9月4日	審議

第6 審査会の判断

- 1 本件審査請求は、審査請求人が、処分庁が行った審査請求人が第一希望とする保育所への入所保留処分について、誤った事実関係に基づく利用調整による決定であり、違法であるとして

本件処分の取消しを求めるとともに、令和5年4月の保育所入所選考における第一希望保育所の入所内定者の最低点数の開示を求めて審査請求を申し立てたものである。

2 本件審査請求の適法性について

(1) 審査請求の利益が認められるか

審査請求人に対しては、二次利用調整により本件児童について第二希望の保育所等に入所することを認める利用調整が決定されているところ、一次利用調整の結果としての第一希望保育所の保留処分の取消しを求める本件審査請求に審査請求の利益が認められるかという点について、審理員において検討がなされている。

法第24条第1項が保護者が選択した特定の保育所における保育を受ける権利までを具体的に保障したものでないとしても、第一順位として希望した保育所について適切な利用調整の判断を求める限りで保護されるべき利益はなお存在し、審査請求の利益が認められるとの審理員の判断は、当審査会としても妥当であると考えらる。

(2) 令和5年4月における第一希望保育所の入所内定者の最低点数の開示の求めについて

行政不服審査法に基づいて審査請求ができる場合とは、行政庁の「処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法第1条第1項）に不服がある場合（同法第2条）、又は、法令に基づき行政庁に対して処分について申請したものの当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず行政庁の不作為がある場合（同法第3条）に限られている。

本件においては、審査請求人が本件審査請求に先立って、処分庁に対して令和5年4月における第一希望保育所の入所内定者の最低点数についての情報公開請求はなされておらず、審査請求の対象となりうる処分又は不作為がないことは明白である。

よって、審査請求人が第一希望保育所の入所内定者の最低点数の開示を求める部分については、本件審査請求における審理又は判断の対象とはならないから、不適法として却下せざるを得ないと認められる。

3 本件処分の適法性及び不当性について

- (1) 保育利用の保留は、保育を受ける権利を侵害し、保育利用を可とされた児童との間に著しい不平等を生じさせるか

児童福祉法等の定めによれば、市町村が保育所の利用について定員を上回る必要がある場合には、保育の必要性を基準に利用調整を行い、その結果として保育の必要性がありながら保育所への入所が認められない児童が生じ得る事態を想定しているものと解するのが相当であるから、利用調整の結果として、入所が承諾された児童と入所保留となった児童が生じ、さらに両者の間に事実上の差が生じたとしても、その結果だけをもって直ちに不合理とまでは言えず、不平等であるとも言えない。

よって、保育利用の保留という処分自体が一般的に違法あるいは不当であるとは言えない。

- (2) 本件処分は誤った事実関係に基づく利用調整によるものであることを理由に違法となるか

当審査会は、審査請求書、弁明書、事件記録及び審理員意見書を踏まえ検討したが、審理員意見書の判断は首肯できるものであり、申込みの段階で申請書類に明らかな記載漏れ等があれば補正を命ずることとなるであろうが、本件処分の場合、一見して正しいものとして受け取り、利用調整の審査が行われたということに不合理な点はない。

それゆえ、処分庁が、審査請求人が令和4年に提出した就労証明書に基づき、利用調整の審査をし、本件処分を行ったことが、不合理であるとはいえず、違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、本件処分が違法であり、取り消されるべきことを前提に、再算定を行い、第一希望保育園等への事業所承諾処分が行われるべきと主張しているが、本件処分が適法であり、取り消されないものである以上、その余の点について判断するまでもない。

4 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

5 結論

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点はないことが認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

審査請求人からは主張されていないが、当審査会において、行政手続法第8条第1項（理由の提示）について検討を行った。

当審査会としては、処分庁が全ての事業所入所保留通知書に詳

細な理由を提示するのは容易ではない、と思慮するところではある。しかし、理由の提示に当たっては、申請者の便宜を考慮して、できる限り具体的に、分かりやすい表現へと工夫する余地はあると考えられ、処分庁においては、保育の利用を希望する保護者の十分な理解が得られるよう、改善に向けての対策を検討されたい。

令和5年12月 日

川越市行政不服審査会

会 長 田 村 泰 俊

副会長 大 森 三起子

委 員 大河内 徹

委 員 佐 藤 恭 子

委 員 林 和 彦